

香美市告示第207号

香美市うえるかむトイレ事業実施要綱を次のように定める。

令和6年11月29日

香美市長 依光 晃一郎

香美市うえるかむトイレ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、増加が見込まれる観光客に市民のおもてなしの心を伝えることを目的として、トイレを観光客に貸出しできる市内の店舗・事業所を募り、「うえるかむトイレ」として認定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 「うえるかむトイレ」に認定する店舗・事業所の募集に関すること。
- (2) 「うえるかむトイレ」として使用できる旨を広く周知すること。
- (3) その他「うえるかむトイレ」の運営に関して必要なこと。

(応募資格)

第3条 トイレを観光客に貸出しできる市内の店舗・事業所。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる店舗・事業所は、「うえるかむトイレ」に認定することができない。

- (1) 政治活動又は、宗教活動を目的とする活動のために「うえるかむトイレ」に認定しようとする店舗・事業所
- (2) 香美市暴力団排除条例（平成22年香美市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団員（募集手続）

第4条 「うえるかむトイレ」に応募する店舗・事業所は、香美市うえるかむトイレ認定申請書（様式）を市長に提出し、認定申請書の内容が適切であると判断した場合、速やかに認定するものとする。

(認定店舗・事業所の協力業務)

第5条 「うえるかむトイレ」に認定された店舗・事業所（以下「認定店舗・事業所」という。）は、認定店舗・事業所用のぼり旗を掲示し、利用を希望する観光客にトイレの貸出しをする。

(認定店舗・事業所の公開)

第6条 市長は、認定店舗・事業所名、所在地、利用可能時間及びその他必要事項について、認定店

舗・事業所の同意を得た上で公開するものとする。

(認定内容の変更)

第7条 認定店舗・事業所は、申請内容に変更が生じたときは、速やかに市長に申出をする。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、当該内容を踏まえて速やかに認定内容の更新を行うものとする。

(認定の取消し)

第8条 市長は、認定店舗・事業所が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定店舗・事業所から認定の取消しの申出があったとき。
- (2) 第3条第2項各号の規定に該当することとなったとき。
- (3) 申請内容に虚偽があったとき。
- (4) 市長が認定店舗・事業所の認定を取り消すことが適当と認めるとき。

(認定の有効期限)

第9条 「うえるかむトイレ」の認定の有効期限は、当該登録のあった日から令和7年度の末日までとする。

(事故等の責任)

第10条 認定店舗・事業所で発生した事故及び損害等（以下「事故等」という。）は、利用者（観光客）と協議し、双方が誠実に対応するものとする。

2 市長は、事故等の責任を負わないものとする。

(庶務)

第11条 「うえるかむトイレ」に関する庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、「うえるかむトイレ」の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年12月1日から施行する。